

独立行政法人大学入試センター会計内部監査の実施に係る取扱いについて

〔平成15年4月1日〕
理事長裁定

改正 平成18年4月1日理事長裁定

改正 平成19年11月1日理事長裁定

改正 平成21年10月28日理事長裁定

(目的)

第1条 この裁定は、理事長が行う独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における会計経理に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(監査員)

第2条 理事長は、センターの職員に監査員を命じて監査を実施させるものとする。

2 監査員は、公正、かつ、厳正に監査しなければならない。

(監査事務)

第3条 監査に関する事務は、総務課長が行う。

2 総務課長は、前項の監査に関する事務を行うに当たり、他の職員に補助させることができる。

(監査の区分)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、毎会計年度1回実施するものとし、臨時監査は、理事長が必要と認めるときに実施する。

(監査事項)

第5条 監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 会計経理に関する規則等の適用に関する事項
- 二 予算決算に関する事項
- 三 収入支出に関する事項
- 四 債権に関する事項
- 五 物品に関する事項
- 六 固定資産に関する事項
- 七 契約に関する事項
- 八 旅費に関する事項
- 九 寄附金に関する事項
- 十 帳簿及び証拠書類に関する事項
- 十一 科学研究費補助金等のセンターが経理を委任された経費の経理に関する事項
- 十二 その他理事長が必要と認める事項

2 前項に定める事項が、独立行政法人大学入試センター研究活動における不正行為の防止等に関する規則（平成19年規則第31号。以下「不正防止規則」という。）第2条第1項に定める公的研究費（以下「公的研究費」という。）に関係する場合は、同規則第4条に定める不正防止計画に留意し、監事及び会計監査人と連携しつつ監査を実施する。

(監査の実施通知)

第6条 総務課長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査対象部門の責任者に監査期日、監査事項並びに監査員の職名及び氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(監査の実施)

第7条 総務課長は、第5条各号に規定する監査事項に関し監査の実施細目を定め、これにより監査を実施する。

2 監査は、悉皆監査を原則とするが、事項の性質によっては、合理的な方法で抽出して実施することができる。

3 総務課長は、必要と認めるときは、監査に監査対象部門の職員（以下「立会者」という。）を立ち合わせることができる。

4 総務課長は、監査に当たり、立会者に説明又は資料の提出を求めることができる。

(監査報告)

第8条 監査員は、監査終了後速やかに監査報告書を作成し総務課長に提出するものとする。

2 総務課長は、前項の監査報告書を取りまとめ、監査総括報告書を作成し理事長に提出するものとする。

3 総務課長は、前項の監査総括報告書のうち、公的研究費に係る部分を不正防止規則第5条に定める不正防止計画推進委員会委員長へ報告する。

(是正改善の措置)

第9条 理事長は、前条に規定する監査報告に基づき、是正改善の措置をとる必要があると認めるときは、直ちにその措置をとり、又は当該事項の責任者にその措置をとるよう指示するものとする。

2 前項の是正改善の措置をとるよう指示された責任者は、遅滞なくその措置をとり、その結果を理事長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この裁定に定めることのほか監査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成21年11月1日から施行する。